- 〇「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造 事業者等の判断の基準等(平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号)」
- 1 判断の基準 (略)
- 2 表示事項等
  - 2-1 表示事項

(略)

- イ 車名及び型式
- ロ 乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称
- ハ 使用する燃料の種類(レギュラーガソリン、プレミアムガソリン、軽油又は液 化石油ガスの別)
- ニ 原動機の型式及び総排気量
- 木 車両重量
- へ 乗車定員
- ト 車両総重量(路線バス又は一般バスに係るものに限る。)
- チ 原動機の最高出力及び最大トルク
- リ エネルギー消費効率
- ヌ 燃料供給装置の形式
- ル 変速装置の形式及び変速段数
- ヲ 変速装置の各段ギア比(路線バス又は一般バスに係るものに限る。)
- ワ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1 に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1 リに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下 1 桁(ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下 2 桁)まで表示すること。
- (2) 路線バス又は一般バスにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1リに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。
- (3) 展示に供する乗用自動車には、2-1 イ及びリに掲げる事項を見やすい場所に 明瞭に表示すること。この場合、2-1 リに掲げる事項は、キロメートル毎リットル 単位で小数点以下 1 桁(ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下 2 桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車に あっては、その旨を付記すること。

- (4) 2-1 リに掲げる事項は、気象、道路における交通の混雑の状態、運転方法その他の状況に応じて異なる旨を付記すること。
- (5) (1)、(3)及び(4)において表示する 2-1 リに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
1 ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用	JC08モード燃費値(ただし、JC08モード
自動車又は小型バス	燃費値を算定していない乗用自動車に
	あっては、10·15モード燃費値)
2 路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

別添 1~別添 2 (略) 附則 (略)

- 〇「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造 事業者等の判断の基準等(平成 27 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号)」
- 1 判断の基準 (略)
- 2 表示事項等
  - 2-1 表示事項

(略)

- イ 車名及び型式
- ロ 原動機の型式及び総排気量
- ハ 車両重量
- ニ 変速装置の形式及び変速段数
- ホ燃料供給装置の形式
- へ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- ト エネルギー消費効率
- チ 貨物自動車製造事業者等の氏名又は名称
- リ 車両総重量及び最大積載量
- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク
- ル 変速装置の各段ギア比(トラック等又はトラクタに係るものに限る。)
- ヲ 使用する燃料の種類(レギュラーガソリン、プレミアムガソリン又は軽油の別)

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1 に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下 1 桁(ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下 2 桁)まで表示するとともに、気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。
- (2) トラック等又はトラクタにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた車型並びに空車時車両重量、最大積載量、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1トに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。
- (3) 展示に供する貨物自動車には、2-1 イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-1 トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下 1 桁(ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下 2 桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。
- (4) (1)及び(3)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる

## 自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル	JC08モード燃費値
貨物自動車	
2 トラック等又はトラクタ	重量車モード燃費値

別添 1~別添 2 (略) 附則 (略)